平成２４年（家）第３５２２号
京都府城陽市寺田宮ノ谷５番地の29
申立人　菖蒲谷一男
申立人代理人弁護士　相馬　達雄
同　山上　賢一
同　塩田　武夫
同　畑　肇
同　佐藤　幸夫
同　西村　貴胤
同　大谷　理香
同　高橋　健
本籍京都市南区上鳥羽岩ノ本町21番地、最後の住所大阪市西成区太子１丁目１番７号マンション立花614号、死亡の場所大阪市西成区、死亡年月日平成20年10月12日頃、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和11年６月21日、職業不詳
被相続人　亡　菖蒲谷　**努**
事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町700番地　弘希ビル３階
相続財産管理人　弁護士　米田雄一郎
京都家庭裁判所

平成２５年（家）第１４８号
京都市下京区上ノ口通加茂川筋西入上る波止土濃町362番地の７
申立人　富田キサエ
申立人代理人弁護士　肥沼　太郎
本籍京都市下京区二ノ宮町通上ノ口下る菊屋町321番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所京都市東山区、死亡年月日平成24年７月13日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和５年４月17日、職業家屋賃貸業
被相続人　亡　後田紗千代
事務所京都市中京区河原町通二条西入　宮﨑ビル２階　中村利雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　誠司
京都家庭裁判所

平成２５年（家）第７０３１９号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目19番19号
申立人　岸岡　俊一
本籍大阪府豊中市庄内栄町２丁目35番地、最後の住所大阪府豊中市大黒町２丁目14番18号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日推定平成23年３月21日から31日までの間、出生の場所沖縄県島尻郡佐敷村、出生年月日昭和５年５月４日、職業無職
被相続人　亡　久田　榮子
事務所大阪府豊中市新千里東町１丁目２番４号　信用保証ビル６階
相続財産管理人　弁護士　宮下幾久子
大阪家庭裁判所

平成２５年（家）第７４２号
大阪府和泉市春木川町180番地の１
申立人　飯阪　修
本籍大阪府和泉市春木川町180番地１、最後の住所大阪府和泉市久井町1393番地の59、死亡の場所大阪府大阪市中央区、死亡年月日平成23年３月27日、出生の場所兵庫県明石市、出生年月日昭和33年１月３日、職業無職
被相続人　亡　飯阪　登
事務所大阪市北区西天満５丁目９番７号西天満ユートビル301号
相続財産管理人　弁護士　佐藤　吉浩
大阪家庭裁判所岸和田支部

平成２５年（家）第１４１号
兵庫県川西市中央町12番１号
申立人　川西市
本籍兵庫県川西市火打１丁目293番地、最後の住所兵庫県川西市火打２丁目４番11号、死亡の場所兵庫県川西市、死亡年月日平成20年２月22日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和８年２月28日、職業不詳
被相続人　亡　平野　義幸
事務所兵庫県川西市萩原台西１丁目17番地　スカイ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸越　照吉
神戸家庭裁判所伊丹支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第１５０５９号
新潟県新潟市中央区旭町通二番町99番地２
申立人　弁護士　鈴木　髙志
本籍新潟県新潟市東区大形本町３丁目２番、最後の住所新潟県新潟市東区はなみずき２丁目３番７号　あしぬま荘、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日平成24年９月25日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和４年５月27日、職業無職
被相続人　亡　加藤　朝子
催告期間満了日　平成25年12月13日
新潟家庭裁判所

平成２５年（家）第１１２１号
新潟県燕市燕3049番地
申立人　亀山　克司
本籍新潟県燕市杣木341番地、最後の住所新潟県燕市佐渡745番地１　つばめ福寿園、死亡の場所新潟県燕市、死亡年月日平成23年10月９日、出生の場所新潟県高田市、出生年月日大正５年４月30日、職業無職
被相続人　亡　西條ハツエ
催告期間満了日　平成25年12月31日
新潟家庭裁判所三条支部

平成２５年（家）第２３７号
岐阜県高山市桐生町４丁目432番地
申立人　阪下　六代
本籍岐阜県高山市上宝町長倉829番地、最後の住所岐阜県郡上市大和町島2347番地６、死亡の場所岐阜県郡上市、死亡年月日平成19年３月１日、出生の場所岐阜県吉城郡上宝村、出生年月日昭和５年５月31日、職業農業
被相続人　亡　和仁多津子
催告期間満了日　平成25年12月13日
岐阜家庭裁判所高山支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２５年（家）第１７１号
北海道登別市桜木町４丁目７番地８
申立人　菊池アキ子
本籍北海道登別市桜木町２丁目20番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　菊池　久男
昭和21年７月10日生
届出期間満了日　平成25年７月10日
札幌家庭裁判所室蘭支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５１０７号
東京都足立区梅田２丁目23番15号
債務者　有限会社インテリア・オムニス
代表者代表取締役　本石　洋一
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八杖　友一
４　破産債権の届出期間　平成25年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５３号
金沢市新保本１丁目313番地
債務者　有限会社らーめん全日本グループ
代表者取締役　能瀬　敦
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向峠　仁志
４　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時30分
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７４９号
名古屋市千種区今池１丁目５番９号オフィスイリヤ６Ｆ
債務者　株式会社サクセス
代表者代表取締役　中務　泰子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原島　正
４　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前11時30分
名古屋地方裁判所民事第２部